

評議員及び役員の報酬等並びに本部嘱託職員の給与等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みその（以下「法人」という。）の評議員及び、理事並びに監事（以下「役員」という。）の報酬等、及び本部嘱託等職員の給与等について定めるものとする。

(評議員の報酬等)

第2条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び旅費交通費、宿泊費を支払うことができる。

2 評議員が評議員会出席以外で、法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表2により報酬及び日当、旅費交通費、宿泊費を支払うことができる。

(役員の報酬の総額)

第3条 役員に対して、各年度の総額が200万円を越えない範囲で支給することができる。

(理事の報酬等)

第4条 役員（法人職員を除く。）が理事会に出席したときは、別表3により報酬及び旅費交通費、宿泊費を支払うことができる。

2 理事長が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表4により報酬及び日当、旅費交通費、宿泊費を支払うことができる。

3 役員（法人職員を除く。）が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表4により報酬及び日当、旅費交通費、宿泊費を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況の指導または監事の業務にあたった場合は、別表5により報酬、宿泊費を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 法人職員である役員または本部職員が、評議員会または理事会に出席、あるいは法人業務等のために出張する場合は、別表6により日当及び旅費交通費、宿泊費を支給することができる。

2 本条第1項の役員または職員が、評議員会又は理事会に出席あるいは同行する場合、あるいは法人及び施設の運営のために、評議員または当法人の職員以外の役員に同行した

場合は、実情に応じて報酬を除き評議員または当法人の職員以外の役員と同等の取扱いができるものとする。ただし、在勤地内で開催される評議員会、理事会等には、本規定は適用しないものとする。

(本部嘱託等職員の給与等)

第7条 嘱託の契約期間は1年とし、理事長が必要と認めた者にはその都度更新する。

2 嘱託には、給与を年単位の額（以下「年俸」という。）で支給する。

3 年俸の支払は次のとおりとする。

(1) 期間は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(2) 決定された年俸の16分の1を、給与支払い日に月例給与として支給する。

(3) 決定された年俸の16分の4を2分して、6月及び12月に期末勤勉手当として支給する。

(4) 年俸のほか、通勤手当を支給する。

(改正)

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経たうえで、評議員会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規程は、平成29年6月18日から実施する。
2. 役員報酬等及び本部嘱託等職員の給与等に関する規程を廃止する。

附 則

1. この規程は、2021年4月1日から実施する。

別表1

名称	報酬	旅費交通費	宿泊費1泊
評議員会出席報酬等	20,000円	実費	20,000円

別表2

名称	報酬	日当1日	旅費交通費	宿泊費1泊
評議員業務報酬等	20,000円	5,000円	実費	20,000円

別表3

名称	報酬	旅費交通費	宿泊費1泊
理事会出席報酬等	20,000円	実費	20,000円

別表4

名称	報酬	日当1日	旅費交通費	宿泊費1泊
理事業務報酬等	20,000円	5,000円	実費	20,000円

別表5

名称	報酬	旅費交通費	宿泊費1泊
監事監査報酬等	100,000円	実費	20,000円

別表6

名称	日当1日	旅費交通費	宿泊費1泊
役員(法人職員) 本部職員	2,000円	実費	10,000円